学生駐輪場利用案内および領収書

日吉学生部 学生生活担当

●登録について

自転車の登録は一人一台です。防犯登録済の自転車に限ります。登録した自転車には後輪付近の見やすい場所に駐輪証を貼付してください。有効な駐輪証の貼付がない自転車は無断駐輪とみなされ、発見次第撤去されます。

●駐輪場

場所は地図を参照してください。必ず、駐輪証と同じ番号のラックに駐輪してください。正しいラックに駐輪されていない場合は無断駐輪とみなされます。

●保険について

神奈川県の条例により、自転車利用者はその利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付けられています。各自で利用状況に合った保険に加入してください。加入していない者については、駐輪場利用を認めません。また、慶應義塾大学は、正規課程の全塾生に対して『「学生教育研究災害傷害保険」（通学中等傷害危険担保特約有り）』に加入しています。この保険は、住居と学校施設等との通学、学校施設等相互間の移動中（合理的な経路）に発生した事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。詳細は入学時に配付済の「加入者のしおり」を参照してください。

そのほか、任意加入の補償制度としては次のものがあります。

「塾生総合補償制度」　問合せ先：慶應学術事業会（慶應義塾関連会社）　０３－３４５３－３８４６
「学生総合共済」　問合せ先：慶應義塾生活協同組合　０４５－５６３―８４８９

●駐輪場利用についての注意点

○ 駐輪場利用にあたっては他の利用者や通行者とトラブルのないよう十分配慮すること。利用者のマナーが悪く駐輪場が正常に運用できなくなった場合には駐輪場を廃止する事がある。
○ 路上駐輪は絶対にしないこと。
○ 駐輪場付近は住宅地に接しているため騒音を立てないよう注意すること。
○ 駐輪場における自転車へのいたずらや盗難および事故等について大学は責任を負わない。
自転車ラックにはロック機能はないのでチェーンなど必要な対策は自分で講じること。
○ 通学に際しては安全運転を心がけ、事故のないよう十分注意すること。
○ 酒気を帯びての自転車の運転は禁止されているので絶対にしないこと。
○ 原則として自転車は大学に放置せず乗り帰ること。
特に帰省時など長期間大学に来ることがない場合は自転車を駐輪場に放置しないこと。
○ 自転車登録について、名義貸しなどの不正行為があった場合や上記の注意点を守らなかった場合には、ただちに利用登録者から除外、自転車を撤去する。
○ 撤去した自転車は、保管期間（撤去日から３か月）を経過後に処分し、大学はいかなる責任も負わない。

切り取り不要

日吉自転車駐輪場 年間登録料　領収書

氏名

様

領収印

￥1,500.－

慶應義塾大学　日吉学生部